

ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議

国際社会が軍事衝突回避に向けて外交努力を重ねたにもかかわらず、ウクライナへの侵攻を開始したロシアの行動は、国連憲章にも定められている基本原則である主権の尊重及び国家の領土の一体性に対する重大な違反であるとともに、武力による一方的な現状変更は明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を脅かすものとして断じて容認できない。

また、プーチン大統領はウクライナへの軍事侵攻に際した演説において、核兵器の使用を示唆する発言をしており、これは「平和都市諫早宣言」を行い、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を願う諫早市民の思いを踏みにじるものであり、強い憤りを覚える。

よって、本市議会は、被爆県長崎の市議会として、核の威力を背景としたウクライナ侵攻に対し厳重に抗議し非難するとともに、ロシア軍が即時に完全かつ無条件で撤退するよう強く求めるものである。

また、政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、日本国憲法の平和理念に基づき、核兵器による惨禍を再び繰り返さないよう、あらゆる外交手段を駆使し国際社会と緊密に連携しながら、世界平和の実現に全力を尽くし、ロシア軍の即時完全撤退を求めるよう強く要望する。

以上、決議する。

令和4年3月3日提出

諫 早 市 議 会